

令和6年度墨田区介護保険サービス事業者等に対する指導実施方針

6 墨福厚第14号

令和6年4月1日

墨田区介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査実施要綱（以下、「指導要綱」という。）第7条の規定に基づき、令和6年度における介護保険サービス事業者等への指導に関する実施方針を定める。

1 指導の重点項目

(1) 人員に関する基準

適正な人員の確保

(2) 設備に関する基準

ア 必要な設備、備品等の設置

イ 防火・防犯対策の徹底による安全確保

(3) 運営に関する基準

ア 利用申込者又はその家族へのサービス内容についての説明と同意

イ 居宅サービス計画書及び施設サービス計画書並びに個別援助計画書に沿ったサービスの提供

ウ 利用者に対する課題分析（アセスメント）

エ 観察記録（モニタリング）及びサービス担当者会議の適正な実施

オ 主治医との連携

カ 運営規程、料金表、重要事項説明書の整備及び掲示

キ 記録等の適切な整備及び保存

ク 個人情報の利用に関わる利用者及び家族の同意

ケ 虐待防止・身体拘束廃止に向けた取組・体制

コ 利用料等の受領

サ 苦情処理の対応

シ 事故発生時の対応

ス 感染症対策の強化に向けた取組・体制

(4) 介護給付費の算定及び取扱い

ア 適切な居宅サービス計画書及び施設サービス計画書並びに個別サービス計画書に基づくサービス提供と請求根拠となる記録の整備

イ 各種加算の請求根拠となる記録の整備

2 指導の形態

(1) 集団指導

ア サービス種別ごとの集団指導

前年度の運営指導の実施状況、制度改正の内容、周知徹底すべき事項等を勘案し、集団指導を行う対象のサービス種別を選定する。

イ 介護保険事業者連絡会

介護事業所の運営全般に関わる情報を周知するため、全サービス種別を対象とする。

(2) 運営指導

運営指導を行う概ね30日前までに選定する。

3 指導実施計画

(1) 指導の方法及び指導班の編成

ア サービス種別ごとの集団指導

集合形式又はオンライン（オンライン会議システム、ホームページ。以下同じ。）を活用した動画配信等により実施する。

指導班は、案件に応じて、厚生課指導監査担当主査、介護保険課給付・事業者担当主査、その他関係課の主査級を中心に、関係職員も含めて編成する。

イ 介護保険事業者連絡会

集合形式又はオンラインを活用した動画配信等により実施する。

指導班は、介護保険課給付・事業者担当主査及びその他関係課の主査級を中心に、関係職員も含めて編成する。

ウ 運営指導

選定した事業所に赴き、実地において実施する。また、必要に応じて、事業所の関係者等を区役所に来庁させ、会議室において実施する。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用した確認も可能とする。

指導班は、厚生課指導監査担当主査及び職員並びに介護事業者指導専門員を中心に実施し、必要に応じて、介護保険課給付・事業者担当主査、職員及び給付適正化指導員並びに指定市町村事務受託法人の調査員を含めて編成する。

(2) 実施規模

ア サービス種別ごとの集団指導

前年度の運営指導の実施状況、制度改正の内容、周知徹底すべき事項等を勘案して、必要な場合に開催する。

イ 介護保険事業者連絡会

介護事業所の運営全般に関する情報を定期的に周知する必要があることから、4回程度開催する。

ウ 運営指導

50回程度実施する。

4 運営指導の標準的及び効率的な運用について

ア 運営指導の標準確認項目等

運営指導は、サービス種別ごとの運営基準及び介護給付費の算定基準に基づき、実施する。

イ 運営指導の所要時間の短縮

事前提出書類、指定関係書類等を活用し、運営指導当日の事務の効率化を図る。

ウ 運営指導の頻度

事業所の6年の指定有効期間内に1回は行う。

エ 同一所在地等の運営指導の同時実施

併設事業所や近隣事業所は同日または連続して実施する。

オ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

社会福祉法人に対する指導監査と合同で実施が可能な事業所については、合同で実施する。

カ 運用の標準化

概ね30日前までに事業所へその旨通知し、当日の概ねの流れを示す。

キ 運営指導における文書の効率的活用

原則として、運営指導の前年度から直近の書類とし、介護保険課が保有している指定関係書類は再提出を求めず、共有を図る。

5 運営指導から監査への変更

運営指導中に、明らかな不正又は著しい不当が疑われる場合は、運営指導を中止し、直ちに指導要綱に定めるところにより監査を行うことができる。